

# 兵庫県公報

令和4年11月26日 土曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 告 示

○ 高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う家きん等の移動制限及び搬出制限の一部解除（畜産課）…… 1 ページ

## 告 示

### 兵庫県告示第1397号の2

令和4年兵庫県告示第1329号の3（高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う家きん等の移動制限及び搬出制限）の内容を次のとおり変更する。

令和4年11月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 移動を制限する家畜の種類  
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
- 2 移動を制限する物品  
病原体を広げるおそれのある物品
- 3 移動を制限する区域  
発生農場から半径3キロメートル以内の下記区域  
【たつの市】新宮町北村、神岡町（奥村、横内、寄井、上横内、西横内、西鳥井、大住寺、沢田、追分、田中、東鬮崎、筒井、入野、北横内、野部）、龍野町（中井、中村、島田、日飼、片山、末政）【姫路市】西脇、林田町（下伊勢、下構、久保、上構、新町、中構、林谷、林田）
- 4 移動を制限する期間  
令和4年11月13日から当分の間